

令和7年第4回八千代町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月5日（金曜日）午前9時01分開議

本日の出席議員

議長（12番）	水垣 正弘君	副議長（5番）	谷中 理矩君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
6番	安田 忠司君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	9番	上野 政男君
10番	生井 和巳君	11番	大久保 武君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産 業 建 設 部 長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	総務部副部長 兼 公 共 施 設 整 備 準 備 室 長	須澤 晃君
税 務 課 長	諏訪 敦史君	福 祉 介 護 課 長	栗野 直人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君	産 業 振 興 課 長	為我井 正君
都 市 建 設 課 長	倉持 浩幸君	上 下 水 道 課 長	秋葉 通明君

会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	総務課主査	大久保拓哉君
財務課補佐	山中 昌之君		

議会事務局の出席者

議会事務局長	飯岡 勝利	補	佐 菊 佐知子
主 幹	秋葉 航		

議長（水垣正弘君） 引き続きご参集くださいます、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

令和7年12月5日（金）午前9時開議

- | | | |
|------|-------|---------------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分事項の報告について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第2号 | 八千代町第6次総合計画基本構想の改定について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 八千代町人権尊重のまちづくり条例 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 八千代町火入れに関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 令和7年度八千代町一般会計補正予算（第4号） |
| | 議案第6号 | 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第7号 | 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第8号 | 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第9号 | 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 休会の件 | |

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第10条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては、しないこととされておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

日程第1 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分事項の報告について

議長（水垣正弘君） 日程第1、報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分事項の報告について提出されておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（水垣正弘君） 日程第2、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、宮本直志議員の退場を求めます。

（13番 宮本直志君退場）

議長（水垣正弘君） 朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 引き続きご苦労さまです。

ただいま上程されました議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置が義務づけられており、3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年となっております。委員の選出につきましては、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行

政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するものでございます。

現委員、宮本幸子氏が12月31日をもって任期満了となりますが、同氏を再任いたしたく提案するものでございます。

今回提案いたしました宮本幸子氏は、人格高潔で、地方自治法の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関する識見も豊かで適任者であると考えますので、公平委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をされました。

ここで、宮本直志議員の入場を求めます。

（13番 宮本直志君入場）

日程第3 議案第2号 八千代町第6次総合計画基本構想の改定について

議長（水垣正弘君） 日程第3、議案第2号 八千代町第6次総合計画基本構想の改定についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町第6次総合計画基本構想の改定についての提案理由をご説明申し上げます。

令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画として、八千代町第6次総合計画基本構想を策定し、「ともにつむぎ ひびきあう 協奏のまち八千代～小さくてもキラリと輝く、みんなのまちづくり～」を町の将来像として掲げ、前期基本計画に基づき、様々なまちづくり施策に取り組んでまいりました。

また、中長期の人口の見通しとなる「八千代町人口ビジョン」と、人口減少の克服、地域の活性化を目指した「第2期八千代町まち・ひと・しごと総合戦略」との整合を図り、雇用の場の拡大や移住定住の促進、子育て支援等、戦略的に取り組んできました。

基本構想策定から5年が経過し、その間に社会情勢は大きく変化しています。全国的に人口減少、少子高齢化はますます進み、その中で本町の人口動向や将来展望、これは人口フレームですが、これに関わるデータの更新が必要となっています。

また、北関東道桜川筑西インターチェンジから古河市までの計画延長約44キロメートルの広域幹線道路である筑西幹線道路は、本町までの区間が開通予定となっており、さらに、つくば市、成田市等の都市を結ぶ首都圏中央連絡自動車道は、県内の全区間が暫定2車線で開通するなど、周辺都市や茨城港、茨城空港、成田空港などへのアクセスが格段に向上しております。この整備効果を生かし、都市との連携・交流や企業立地等の地域の活力向上を図るため、土地利用構想の見直しが必要となっています。

このような状況から、八千代町第6次総合計画基本構想の「将来人口フレーム」及び「土地利用構想」を改定するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町第6次総合計画基本構想の改定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町第6次総合計画基本構想の改定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 八千代町人権尊重のまちづくり条例

議長（水垣正弘君） 日程第4、議案第3号 八千代町人権尊重のまちづくり条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町人権尊重のまちづくり条例の提案理由をご説明申し上げます。

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であります。しかしながら、今もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地等を理由とした人権侵害や不当な差別が存在し、またインターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきており、それらの解決に向けたさらなる取組が求められております。

そこで、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、新たに当町においても条例を制定するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い

申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町人権尊重のまちづくり条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町人権尊重のまちづくり条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 八千代町火入れに関する条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第5、議案第4号 八千代町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町火入れに関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、昭和63年以降、気象発表で用いられていない「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改め、また西南地方広域市町村圏事務組合消防本部の火災予防条例において、林野火災に関する注意報または警報が位置づけられたため、本条例においても整合性を図るため改正するものです。

その他気象情報については、気象庁に合わせた「発表」、火災警報は消防法第22条を根拠とする市町村長の「発令」としたほか、接続詞の用法についても併せて整理するもの

であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） これはただ文言のあれが分からないので、この火入れというのはどういうことなのですか。

あと、この文章中にある、「とき又は強風注意報」ですか、この「とき」というのはどういうことなのか分かりませんので。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 生井議員のご質問にお答えいたします。

まず、火入れ条例ですけれども、森林法という法律があるのですが、その中の21条で定められておまして、木の生えている山林、そこを指しているというふうなことで、山林の、火入れ条例の火入れという、条例の中では、山林の1キロメートル以内で火を燃やすというのですか、そういう場合には、市町村長の許可が必要だよというふうなことが、その火入れ条例の中で定められるというようなものでございます。

（「とき、またはというのは何かのときという前についているだけの」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） はい、そうです。その山林のある場所というような意味でございます。

（「そうすると、何かのときということで、前に言葉が入っているのか」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） はい、そういうことでございます。お願いいたします。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町火入れに関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算(第4号)
議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第8号 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第9号 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議長(水垣正弘君) 日程第6、議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第8号 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第9号 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、以上5件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

野村町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま一括上程されました議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算(第4号)、議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第8号 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第

9号 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ7億7,656万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億9,000万3,000円、6.6%の増とするものであります。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,471万4,000円、0.04%の増とするものであります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出それぞれ308万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億509万8,000円、1.0%の増とするものであります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ545万円、7.9%の増とするものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ945万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,999万円、6.3%の増とするものでございます。

以上が中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

以上、一括上程されました各会計の補正予算の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、この後担当部長からご説明いたします。ご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） ただいま上程されました議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案いたしました補正予算は、本年度第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ7億7,656万6,000円を追加し、予算の総額を124億9,000万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入について申し上げます。補正予算書の8ページをお開き願います。事項別明細書によりご説明を申し上げます。15款国庫支出金につきましては、右側の説明欄に記載がございます障害者自立支援給付費負担金により国庫負担金210万円、新しい地方経済・生活環境創生交付金を含みます国庫補助金2,537万1,000円をそれぞれ増額いたします。

16款県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金により県負担金105万円を増額いたします。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金により2億2,338万円を増額いたします。

20款繰越金につきましては、5億226万5,000円を増額いたします。

9ページをお開き願います。22款町債につきましては、トレーラーハウス型ホテル整備事業債により2,240万円を増額いたします。

続いて、歳出の主な項目について申し上げます。10ページをお開き願います。1款議会費につきましては、1目議会費における議会運営事業により18万9,000円を増額いたします。

2款総務費でございますが、1項総務管理費では、5目財産管理費におけるふるさと納税基金積立金のほか、6目企画費におけるトレーラーハウス設置業務委託料、19目ふるさと納税推進事業費におけるふるさと納税推進事業、11ページをご覧いただきまして、20目公共施設整備事業における都市再生整備計画策定業務委託料などにより、合わせて7億73万8,000円を増額、2項徴税费では、1目税務総務費における町税過誤納還付金により100万円を増額し、総務費全体で7億173万8,000円を増額いたします。

3款民生費でございますが、1項社会福祉費では、8目障害者福祉費における障害福祉サービス等給付事業などにより517万7,000円、2項児童福祉費では、1目児童福祉総

務費における過年度分国県支出金返還金により1,001万1,000円をそれぞれ増額し、民生費全体で1,518万8,000円を増額いたします。

12ページをお開き願います。4款衛生費でございますが、1項保健衛生費では、4目母子保健費における過年度分国県支出金返還金により94万9,000円を、2項清掃費では、1目清掃総務費における不法投棄廃棄物収集運搬処理委託料により140万円をそれぞれ増額し、衛生費全体で234万4,000円を増額いたします。

5款農林業費につきましては、3目農業振興費における農業団体等支援事業により4,140万円を増額いたします。

7款土木費でございますが、3項都市計画費では、2目土地区画整理費における特別会計繰出金などにより1,115万5,000円を、13ページをご覧いただきまして、5項住宅費では、2目住宅建設費における地域優良賃貸住宅整備事業により30万円をそれぞれ増額し、土木費全体で1,145万5,000円を増額いたします。

9款教育費でございますが、3項中学校費では、1目学校管理費における中学校管理事業により10万9,000円、6項保健体育費では、6目給食センター施設費における賄い材料費などにより371万2,000円をそれぞれ増額し、教育費全体で382万1,000円を増額いたします。

11款公債費でございますが、利子償還金により43万1,000円を増額いたします。

恐れ入ります。ページをお戻りいただきまして、3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正につきましては、令和8年度に繰り越す事業の追加によるものでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきまして、第3表、地方債補正につきましては、事業の追加によるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 私からは、先ほど上程されました議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

これらは、どちらも国において令和8年度から開始する子ども・子育て支援金制度に伴い、それぞれの運用システムを改修するための予算要求となります。また、今回の補正予算は、全額国からの補助金により賄う計画となっております。

では、初めに議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案いたしました補正予算案は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出をそれぞれ110万円追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ29億6,471万4,000円とするものです。

まず、歳入について申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。4款国庫支出金につきましては、国庫補助金を110万円増額いたします。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。1款総務費につきましては、総務管理費を110万円増額いたします。子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステムの改修委託料でございます。

なお、4ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出予算事業概要書を添付してございますので、ご覧おきください。

続きまして、議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

こちら先ほど町長が申しましたとおりとなりますが、今回提案いたしました補正予算の案は、本年度1回目の補正で、歳入歳出をそれぞれ308万円追加して、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億509万8,000円とするものです。

では、歳入について申し上げます。補正予算書1ページをご覧ください。3款国庫支出金につきましては、国庫補助金を308万円増額いたします。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

次に、歳出について申し上げます。2ページをご覧ください。1款総務費につきましては、総務管理費を308万円増額いたします。子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修委託料でございます。

なお、4ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書及び歳出予算事業概要書を添付してございますので、ご覧おき願います。

以上、議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及

び議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げました。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） それでは、ただいま上程されました議案第8号 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

先ほど町長が申しましたとおり、今回提案しました補正予算は、本年2回目の補正で、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ40万円増額し、予算の総額を545万円とするものでございます。

補正予算書の7ページをご覧ください。まず、歳入から申し上げます。1款サービス収入につきましては、1項1目介護予防サービス計画費収入を40万円増額いたします。

8ページをご覧ください。続いて、歳出について申し上げます。1款事業費につきましては、1項1目介護予防支援事業費で委託料を40万円増額いたします。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくお願いたします。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） それでは、ただいま上程されました議案第9号 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ945万円を追加し、1億5,999万円とするものでございます。

それでは、補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。5款繰入金につきましては、945万円を増額いたします。一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出につきまして申し上げます。2ページをご覧ください。2款土地区画整理費につきまして945万円を増額いたします。これは、1項3目第2工区区画整理事業費において、区画道路築造工事請負費を増額するものでございます。

なお、4ページ以降に事項別明細書、歳出予算事業概要書を添付してございますので、

後ほどご覧おきお願いいたします。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

2番(赤塚千夏君) 議案第6号の国民健康保険特別会計補正予算と議案第7号、後期高齢者医療特別会計補正予算について質問いたします。

今回の議案は、来年4月から保険料に上乗せする子ども・子育て支援金徴収のためのシステム改修です。2028年までの3年間で段階的に引き上げられるとのことなのですが、具体的に幾らになるのか、徴収額のほうがお分かりになりましたら教えてください。

議長(水垣正弘君) 古澤町民くらしの部長。

(町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇)

町民くらしの部長(古澤朗紀君) 2番、赤塚千夏議員からの質問にお答えします。

令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が始まることに合わせまして、その支援納付金の対象費用に充てるため、令和8年度より医療保険者から支援納付金を徴収することとなります。結果、その納付金は、各加入者が納付する国民健康保険や後期高齢者医療保険等の保険税に反映されることとなります。

現在、国の試算では、令和8年度国民健康保険税で月平均1人当たり250円程度、後期高齢者医療保険税におきましては、1人当たり200円程度の増税の見込みが示されております。

また、それ以降では、令和9年度国民健康保険税で月平均1人当たり300円程度、後期高齢者医療保険税におきましては、1人当たり250円程度の、月当たりですか、増税が見込まれております。

令和10年度、3年後におきましては、国民健康保険税では月平均1人当たり400円程度、後期高齢者医療保険税におきましては、1人当たり350円程度の増税の見込みが国より示されております。

まだ県から正式な算定額は届いておりませんので、現時点において、八千代町の国民健康保険や後期高齢医療保険の加入者に対する税額への影響のほうは判然としていない

というのが実情でございます。今後、県から正式な算定額が届きましたら、町ではその内容を精査し、この改修するシステムを通して各個人の環境に合わせ、個別に算定していく予定となっております。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（水垣正弘君） そのほか質疑ございませんか。

5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） 質問させていただきます。

議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算の予算事業概要書29ページをご覧くださいののですけれども、こちら母子保健事業として国県支出金返還金として94万7,000円が上がっているかと思えます。こちらの記載されている金額というのは、昨年度の予算の中で消化しなかった不用額を基にこの金額を返さねばならない状態になっているというような解釈でよろしいでしょうか。確認をお願いします。

議長（水垣正弘君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号5番、谷中理矩議員の質疑にお答えをいたします。

質問の内容は、29ページの事業概要書にあります母子保健費での過年度分国県支出金返還金94万7,000円、こちらの金額について、これは消化し切れなかった分の返還になるのかということなのですが、年度中に事業予算の見込みを立てまして、国、県から補助金、交付金の必要な額を受け入れます。それに対して年度末に実績報告を出しまして、所要額が確定しまして、その差額を翌年度に返還するというようなものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） そのほか質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 一般会計、11ページの総務費、ワンストップ特例受付BPOサービス委託料というのが出ています。これは確定申告のときに、確定申告を行わなくても納税についての寄附金の控除されるような、何か難しいあれですけれども、これちょっと説明をお願いしたいのですけれども。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 13番、宮本直志議員の質疑にお答えいたします。

ワンストップ特例の件につきましては、議員さんおっしゃるとおり、ふるさと納税の確定申告をしないで控除が適用されるというような手続でございます。給与所得の方が寄附をしますというふうな形のときに、ワンストップの特例を受けたいというふうなことになりますと、寄附を受けた市町村が相手方に、寄附を受けましたという内容を通知しまして、それで確定申告をしないで所得からの寄附金控除ができるというふうな制度になってございます。今回の予算の計上につきましては、その手続の事務を委託しておりますので、その委託分の委託料が増額させていただいているというふうなものでございます。

以上でございます。

（「もし例えば私が2万円寄附した場合の課税の控除なんですけど、どのぐらい。2,000円だけ引いて、そのあとの分」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） そうですね。2,000円引いて1万8,000円が控除の対象になりまして、それが税の計算の中に入って控除されるというふうな形になります。

（「1万8,000円分というのは控除される」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） はい。ワンストップ特例というのは、給与所得者の場合には、年末調整とか、そういった中で税の控除に確定申告しないで反映されるというふうな形になっております。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 8ページ、ここに寄附金の問題があるのですが、この数字で今回2億2,300万円何がしのふるさと納税寄附金というのが出てくると。そうすると、最終的に八千代町にくる数字からいきますと、14億何がしの、14億600万円の納税ということになるのですが、これ昨年度のこの時期とはどのような違いがあるか、ちょっとお手元ないですか。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

昨年度の11月30日時点になりますが、寄附の件数で5万9,025件で、寄附金額で9億

1,097万2,000円が11月30日時点で寄附を受け付けているというふうな状況でございます。

議長（水垣正弘君） 続けて、14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうすると、去年と今年では約4億円かな、4億円ぐらい違うのか、聞いているのだけれども。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 今年度の11月30日、11月末時点で、入金ベースでいきますと、寄附件数で8,172件、寄附金額で12億1,301万6,000円となっております。前年、同じ日、比率でいきますと133.1%となっているというふうなところでございます。

議長（水垣正弘君） 3回目、14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 数字の動きとかふるさと納税のあれは分かっているのですが、このふるさと納税をした方に10万円寄附した人と1,000万円寄附した人、いるかいないか分かりませんが、それによる町からの何らかの特典というか返礼品というか、何を意味するか分かりませんが、ふるさと納税を八千代町にしてくれた方に対する対応というのはどういうふうになっていますか。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 寄附をいただいた方に対しては、寄附してくれた方が返礼品を選んでということになるのですけれども、その返礼品を寄附金額の約3割以内ということで返礼品を送っているというふうなところでございます。

（「例えば何を」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 寄附する方がお米を返礼品に選びたいということであればお米であったり、あとは青果物であったり、あとはいろいろな加工品だったり、あとは地場産品、工芸品であったりとか、そういったもの、寄附する方がこれを返礼品としてもらいたいということで寄附をいただいているというふうなところでございます。

（「30%返すということ、さっきの話だと」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 30%以内の返礼品を寄附する方がいろいろある中から選んで、これということで選んで寄附していただいて、その品物というのは、3割以内というふうなことでございます。

（「1億円もらったら3,000万円返すの」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 1億円寄附する……

（「例えばの話だけれども、1,000万円だったら300万円返すという形」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） そうですね。1,000万円寄附するというよりは、返礼品がこれでという形で選んでいただくような形です。

（「金額的には3割返すのか。1,000万円寄附したら300万円返すの」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） お金で返すというのではなくて、3割以内の返礼品を選んで寄附していただいているという形です。

議長（水垣正弘君） 7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 一般会計補正予算の12ページの4款衛生費、処理困難な廃棄物収集運搬処理事業140万円を計上してあるのですが、その内容と具体的な事例とかとこののを想定しているのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（水垣正弘君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 7番、増田光利議員からの質問にお答えします。

今回140万円、処理困難廃棄物の予算を計上させていただきました。当予算は、当初予算積算で想定したものの以上の処理困難廃棄物が出たために急遽組ませていただきました。

なお、本予算は町道や公共用地、集積所等の不法投棄された廃棄物のうち、クリーンポート・きぬで処分することができない廃棄物や公道上の動物の死骸等の処理を専門業者へ委託するための予算となっております。

また、今回の増額補正予算要求の主な要因としましては、町有地内において数十年以前に埋却されたと推測される大量の廃棄物が発見されたため、その処分費用が主な支出内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（水垣正弘君） 10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） 先ほど大久保議員がふるさと納税の金額を聞いたわけなのですが、昨年11月30日時点では9億7,000万円かな、と答弁されたと思うのですが、これには14億六百幾ら、これはいつの時点のなのかな。先ほど去年と同じ時期では12億幾らとかつて答えていたと思うのですが、この14億幾らと12億幾らは、これは何が違うのかな。11月

30日時点の話と、14億円というのはいつの話なのかな。11月30日と、今日12月5日では、5日で何億も増えないと思うので。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 先ほどの数字の話かと思うのですが、9億1,097万1,000円と言ったのは、去年の11月30日時点ですというふうなことで、今年11月末時点では12億幾つ。予算計上につきましては、これから先入ってくるものを見越しまして、その分の予算を計上しているというふうなところでございます。

（「これから入ってくる数字か」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） 入ってきたら受け付けて、その分の歳出ということになりますので、その分……

（何事か呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） はい。そういうことになります。

（何事か呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） はい。よろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） 10ページの企画費か、総務費の、これトレーラーハウスのことが書いてありますが、トレーラーハウス、この前9月の議会で議題で出て説明聞いたわけなのですが、そのときトレーラーハウスの話からコテージに移ってしまったというふうなことで、トレーラーハウスのこともあまりよく理解できなかったというふうなことで、これは5,025万円出ていますが、この内容を、2基だったっけかなと思うのですが、それ説明してもらいたいのですが。

議長（水垣正弘君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 10番、生井和巳議員のご質疑にお答えをいたします。

トレーラーハウスの5,000万円でございますが、憩遊館の駐車場、こちらに3台置く予定でございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 10番、生井和巳議員。

10番（生井和巳君） 3台というのはトレーラーの代金なの。3台の代金なのだ。

議長（水垣正弘君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 10番、生井和巳議員のご質疑にお答えします。

こちらの5,000万円の内訳でございますが、トレーラーハウスが3台で3,480万円、それと輸送設置費、こちらで260万円、その中で、トレーラーハウスの中にベッドなどの備品を入れますので、これが240万円、それとインフラ整備として電気、水道、ガス、こちらで422万円、これに経費や消費税を入れまして5,000万円という計上でございます。

以上でございます。

議長（水垣正弘君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 先ほどのふるさと納税の件で、若干俺のほうも勘違いしていた部分もあるのですが、これ14億円からの金がもし入ってきたと。そうしたときに、八千代町にそれが来ても、いろんな関係筋から手数料なのか何だか取られると、実質使えるのは5億円ぐらいしか、35%ぐらいしか使えないのだというのは本当なのですか。

議長（水垣正弘君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

おっしゃるように、ふるさと納税を受けます。その中で、先ほどお話ししましたように、返礼品で3割、そのほか事務的経費で全体の5割と、そのほかふるさと納税の推進する費用などを含めると、年度によって変わってくるのですけれども、およそ3割程度が残るというふうな計算になってございます。

（「残りが3割、3億円しかないということな」と呼ぶ者あり）

産業建設部長（青木 譲君） そうです。10億円ですと、そうですね、3割ですから。そういう計算になるかと思えます。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） ただいま議長より許可をいただきましたので、日本共産党を代表いたしまして、まず議案第5号、八千代町一般会計補正予算に賛成、議案第6号、八千代町国民健康保険特別会計補正予算及び議案第7号、八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算には反対の立場で討論に参加いたします。

初めに、議案第5号、一般会計補正予算についてです。今回の補正予算にトレーラーハウスの整備が盛り込まれました。災害発生時に被災者の応急的な住まいとして有効であると考えます。本年6月1日には、内閣府が主導して災害対応車両登録制度が始まりました。つきましては、今回整備するトレーラーハウスも災害対応車両として登録することを求めまして、賛成討論といたします。

続きまして、議案第6号、八千代町国民健康保険特別会計補正予算及び議案第7号、八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。この2つの議案は、どちらも2024年6月に子ども・子育て支援金制度が自民・公明両党の賛成で可決、成立したことを受けて、来年4月から始まる子ども・子育て支援金の徴収に対応するためのシステム改修を行うものです。徴収された支援金は、主に児童手当の財源として使われます。子育て支援の重要性は誰もが認めるところですが、政府は支援金制度で新たな国民負担は求めないとしていたにもかかわらず、医療保険料に上乘せという形で国民の負担を増やし、一方で国の負担割合が大きく減らされることとなりました。

しんぶん赤旗によると、3歳未満を養育する会社員などの被用者世帯で、国負担33.5%から国の負担はゼロへ、3歳未満を養育する自営業者などの非被用者世帯で、国負担が66.7%から26.7%に減少します。際限なく増え続ける軍事予算や大企業への優遇税制は見直すこともせず、子育て支援だといって国民の負担を増やし、世代間を分断させるやり方は間違っています。日々食費を切り詰め、エアコンの使用を我慢するなどして厳しい暮らしをしている方々をさらに追い詰めることにつながる今回のシステム改修に断固として反対いたします。

子育て支援の充実は、国民の負担増で進めるのではなく、国の社会保障予算拡充で進めるべきです。支援金制度の撤回を強く政府に働きかけることを求めまして、反対討論といたします。

議長（水垣正弘君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は電子採決により行います。

初めに、議案第5号を採決いたします。

議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（何事か呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ちょっと機械の誤差が出ていますので、ただいま暫時休憩をいたします。

（「やっちゃえよ、起立でいいよ」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） それでは、採決は、電子採決は行わず、起立採決で行います。

初めに、議案第5号を採決いたします。

議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 令和7年度八千代町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。

議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 令和7年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。

議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数でございます。

よって、議案第7号 令和7年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。

議案第8号 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数でございます。

よって、議案第8号 令和7年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。

議案第9号 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数でございます。

よって、議案第9号 令和7年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 休会の件

議長（水垣正弘君） 日程第7、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日6日より10日までは休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日より10日までは休会とすることに決定をいたしました。

議長（水垣正弘君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、11日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

（午前10時17分）